

戸籍事務へのマイナンバー制度導入のための検討事項（各論）（２）

第１ 戸籍事務へのマイナンバー制度導入に当たっての検討事項について

７ 届書類の電子化，保存について（戸籍法部会資料２再掲）

（１） 届書類の取扱いの現状

届書類（届書，申請書その他の書類）は，戸籍の記載をした後は，戸籍が滅失した際の再製資料として，あるいは，民事・刑事訴訟等における証拠として利用されるほか，管轄法務局等において，戸籍の副本と対照することにより戸籍記載の適否を判断する資料や戸籍の記載に過誤等が発見された場合に訂正の指示等を行う根拠資料などとして，利用されている。また，戸籍の記載を要しない事項についての届書類（外国人のみを届出事件の本人とするものなど）は，その記載事項証明書をもって届出に係る身分行為・身分変動事実を公証する目的に利用される。

戸籍の記載をした届書類のうち，本籍人に関するものは，市区町村から管轄法務局等に対して１か月ごとに送付され，管轄法務局等において当該年度の翌年から２７年保存される（戸籍法施行規則（以下「規則」という。）第４８条第２項，第４９条）。ただし，法務局が戸籍の副本の送付又は送信を受けると，保存期間が５年を経過した届書類は廃棄することができる（規則第４９条の２）。したがって，戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う場合には，戸籍に記録をした後，副本データが遅滞なく送信されるため，保存期間は５年となる。他方，非本籍人に関する届書類は，市区町村において，当該年度の翌年から１年保存される（規則第４８条第３項）。

また，戸籍の記載を要しない届書類（外国人のみを届出事件の本人とする届出に係る届書等）は，当該年度の翌年から，創設的届出については５０年，報告的届出については１０年保存する（規則第５０条）（注１）。

なお，実務上，一部外国人に関するものは「当分の間」保存するとされている（昭和４１年８月２２日付け民事甲第２４３１号民事局長通達。「在日朝鮮人の戸籍届書の保存期間は本条の規定にかかわらず当分の間そのまま保管する。」）。

いずれの場合も書面の状態での保存を前提としている。

（注１）戸籍の届出は，身分関係の発生・消滅等が既に生じているものを戸籍に反映させるために届け出る「報告的届出」と，届出をすることにより身分関係が発生・変更・消滅する「創設的届出」に区別される。報告的届出に属するものとして，出生届，死亡届，裁判離婚届，裁判認知届などがあり，創設的届出に属するものとして，婚姻届，養子縁組届，協議離婚届，任意認知届などがある。

(2) 届書類の電子化について

市区町村長を戸籍事務管掌者とする現在の制度において、届書類については、これを受理した市区町村が届出に係る本人の本籍地でなければ、本人の本籍地の市区町村に送付され、戸籍に記載するための資料として利用される。そして、本籍地において戸籍の記載をした後、届書類は、目録を付して管轄法務局等に送付される。

また、届出先が本籍地の市区町村でない場合、届書の情報のうち、戸籍に記載すべき事項については、事務処理上、当該届書を受理した市区町村及び本籍地の市区町村の双方で入力するといった事務の重複が生じている。

このような事務負担を軽減する目的から、届書類の情報をスキャナーで読み込み電子化することにより、受理地及び本籍地の市区町村や管轄法務局等において届書類の情報の共有化を図り、当該情報を戸籍事務において活用することが合理的であると考えられる。

具体的には、届書類の情報の共有化によって、届出を受理した市区町村から本人の本籍地への届書類の送付が不要となるとともに、本人の本籍地から管轄法務局等への送付も不要となる。また、届書類の情報のうち、戸籍に記載すべき事項について、情報の共有化を図り、入力に係る事務量が軽減されることが考えられる（参考資料 10（戸籍事務内連携における事務の効率化）参照）。

この場合、電子化する対象については、本籍地市区町村で戸籍の記載を行う際に、非本籍地で受理された届書の添付書類を改めて確認することもあり得るため、届書だけでなく、その添付書類についても電子化する必要があるものと考えられる。また、電子化する届出事件の範囲について、例えば、その市区町村に本籍がない者の届出事件に限るとすると、保存方法及び期間の区別も検討しなければならない上、電子化しない管轄法務局等への送付事務も発生することから、範囲を限定せず一律に、受理地市区町村において全ての届書類を電子化することが相当であると考えられる。

また、電子化した届書類の情報については、市区町村においては、戸籍の記載のために必要なものであるから、戸籍を記載する本籍地市区町村及び受理地市区町村に限り参照を可能とすれば足りるものと考えられる。

そこで、以下の方策を講ずることが考えられるが、どうか。

届書類については、届書類を受理した市区町村において、内容を確認した上で電子化し、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信することとし、現在行われている本籍地市区町村及び管轄法務局等への送付事務は行わない。届書類の参照範囲は、本籍地市区町村及び受理地市区町村に限ることとする。

なお、戸籍の記載を要しない届書（外国人のみを届出事件の本人とする届出に係る届書等）については、現行制度において、管轄法務局等への送付の

対象となっていないこと等から，当面現行の取扱いを維持することとする。

(3) 届書の加工制限について

届書類の電子化に関して，加工された届書の取扱いについて問題となり得る。

すなわち，届書の様式については，戸籍法（以下「法」という。）第28条のほか，規則第59条において出生，婚姻，離婚及び死亡の4届書について規定されており，昭和59年11月1日付け法務省民二第5502号民事局長通達によって標準様式が定められているが，いずれも用紙の大きさ，様式を定めているのみである。

このような状況において，現在，特に婚姻及び出生の届書について，各市区町村や各事業者が作成した独自のデザインを施した，いわゆるデザイン届書が提出された例もある。この場合，市区町村が審査のために用いる届書の余白等に必要な事項（例えば届書に記載された文字の明示化，住所を定めた年月日など）が記載できない，届書の記入欄に透かしがあることにより届書に記載された文字の判読に困難が生じるなどといった現実には事務に支障を来している場合もある。

また，今後，届書類の電子化を前提とすると，いわゆるデザイン婚姻届は，届書に記載されている文字を正しく電子化することができず事務に支障が生ずる可能性もある。

そこで，以下の方策を講ずることが考えられるが，どうか。

届書については，用紙の大きさ及び様式に加え，電子化による事務の障害とならないよう，一定の制限を行う。

第2 市区町村及び法務局の調査権について（参考資料11「疑義のある届出に係る審査」参照）

1 市区町村の審査権・調査権について

(1) 市区町村の審査権に関する議論の状況

市区町村長は，民法において，重婚の禁止等の民法の規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた場合でなければ，婚姻の届出を受理することができないとされている（民法第740条）（注2）。また，法において，届書に「特に重要であると認める事項」の欠缺がある場合（法第34条第2項）や，不受理申出をした者に係る婚姻届等について，申し出た者の出頭を確認できなかった場合（法第27条の2第3項，第4項）は，届出を受理することができない旨が定められている。こうしたことから，市区町村長が戸籍の届出の受理に関する審査権を有していることは明らかである。

この市区町村の審査権について，「形式的審査権を有するが，実質的審査権を有しない」と言われることがあるが，審査の対象，審査の手法，権限が義務か，が峻別されずに論じられてきたと指摘されている（注3）。ここで

は、審査の対象について確認した上、審査の手法である調査について検討する。

(注2) 協議離婚、養子縁組、離縁についても同様の規定がある(民法第765条第1項、第800条、第813条第1項)

(注3) 田代有嗣「戸籍届出に対する市区町村長の審査権(一)」

(2) 市区町村の審査の対象について

かつては、市区町村による審査の対象について、届出に係る事実の有無や届出意思は含まず、法定の要件具備の有無に限るという見解(注4)もあったが、真実の届出義務者による届出か否か、届出の内容が民法、戸籍法その他法令に違反していないか、実質的・形式的要件を具備しているかにも及ぶとする見解(注5)が言われるようになっていく。

審査の対象を法定要件具備に限る見解は、戸籍事務が多数の届出事件を迅速に処理する必要のある窓口事務であり、市区町村長が実質審査に立ち入ることが事実上不可能であることを主な根拠とする。しかし、市区町村の審査の義務についてではなく、権限に関する根拠としては、調査の負担は必ずしも理由とならない。むしろ、戸籍法は、届出に係る事実について、出生証明書等の添付書類を要求しているのであるから(法第49条第3項等)、届出に係る事実も審査の対象としていくと考えるほかはない。さらに、戸籍法は、本人確認、届出人本人の署名押印等を要求しており(法第27条の2、第29条等)、届出意思も審査の対象としていくと考える方が合理的である。調査の負担は、後記(3)の審査の手法である調査に関する問題であると考えられる。

以上からすれば、市区町村の審査権は、法定要件の具備のみならず、届出に係る事実及び届出意思の有無にも及んでいると考えられる。

(注4) 青木義人「全訂戸籍法」132ページ、加藤令造「戸籍法逐条解説」120ページ、大阪高裁昭和30年1月29日決定

(注5) 山畠正男「新版注釈民法(24)」295ページ、田代有嗣「戸籍届出に対する市区町村長の審査権(一)」、村崎満「家庭裁判所と戸籍(法令審査権の問題として)」79ページ、村岡二郎「市町村長の審査権(戸籍実務読本)」38ページ、田中加藤男「市町村長の審査権(上)」8ページ

(3) 調査の内容及び戸籍法に規定する必要性について

市区町村の戸籍事務は、多数の届出事件を迅速に処理する必要がある窓口事務であるところ、届出事件について、例えば、現地調査等を行うなどして、逐一事実関係を調査しなければならないとすると煩瑣である。そこで、審査の手法である調査については、主として、市区町村長が保存する戸籍等の資料や届出人から提出された書類を対査することが想定されている。この点については、異論のないところである。

戸籍の届出を受理する際の審査を行うに当たり必要となる調査については、市区町村長は、自己が管理する戸籍簿、戸籍法が要求している添付書類等と届書を照合することができるほか、届出人に対する資料提出要求権が定められている（規則第63条）。しかし、資料提出要求権は、現状、戸籍法上ではなく、戸籍法施行規則で規定されているに過ぎない。

一般に、行政調査は、任意であれば、法律の留保がなくともこれを行うことができると考えられているが（注6）、市区町村の資料提出要求は、国民に対し、出生や死亡等という親族的身分関係に関する様々な資料の提出を求めるものであること、戸籍事務を行うに当たって、国民に対し、明確な根拠規定を示すことができるようにしておくことが望ましいことから、規則ではなく、法律で規定することになじむ事項であると考えられる。

なお、届出人に対する質問については、現在、本人確認等に関する規定（規則第11条の2ないし同条の4）を除いて、法及び規則のいずれにも定められていないが、上述のとおり、書面審査を主とし、質問をするとしても、窓口におけるものが大部分を占めるという戸籍事務の性質等を踏まえつつ、戸籍法に、一般的な質問権に関する規定を設けることの是非及び設けるとした場合の規定の内容について、引き続き検討することとしたい。（注6）塩野宏「行政法 〔第5版〕」258ページ

(4) 市区町村の調査権について考えられる規定

戸籍法に、現行の戸籍法施行規則第63条と同趣旨の「市町村長は、届出又は申請の受理に際し、戸籍の記載又は調査のため必要があるときは、書類の提出を求めることができることとする。」旨の規定を設けるものとする。

2 法務局の調査権について

(1) 市区町村による受理照会及び法務局の調査

市区町村長は、届出の審査に当たり、事実の認定や民法、戸籍法の解釈適用上、疑義が生じた場合、管轄法務局、地方法務局又は支局に指示を求めることができるとされており（規則第82条）、受理照会を受けた法務局においては、市区町村長に対する指示を行うために必要な範囲で、関係資料及び関係者等について、任意調査を行い、市区町村長に「指示」又は「助言」（法第3条第2項）を行っている。

戸籍制度は、日本国民の親族的身分関係の登録公証を目的とする制度であり、公証する以上は、虚偽の届出による記載を始めとする真の親族的身分関係と異なる不実の記載をできる限り排除することが目的に適うものであるが、前記1(3)記載のとおり、市区町村における届出の審査については、窓口事務という性質上、調査の方法に限りがある。

そこで、実務上、先例により、出生届又は死亡届に出生証明書又は死亡診断書若しくは死体検案書が添付されていない場合や子が学齢に達した後に

出生届が提出された場合等には、虚偽の届出を防止する目的から、市区町村から受理照会を行い、これを受けて、管轄法務局長等において、届出関係者から資料の提出を求め、あるいは、聴取するなどの調査をした上で、受理すべきかを当該市区町村に指示する取扱いをしている（注7）。

例えば、出生証明書が添付されていない出生届に関する調査については、受理照会を受けた法務局において、母子健康手帳、保管中のへその緒、子どもと撮った写真、その他出生の事実を証する書面等の提出を受け、母及び父等の関係者から出生当時の様子を聴取するなどして、母子関係の有無を認定し、出生届書の記載内容の真偽を判断している。

このような受理照会における調査対象は、出生や死亡の事実などの客観的な事実が多いが、虚偽の養子縁組であると疑われる届出に関する受理照会（注8）は、縁組意思の有無（注9）という主観的事実を調査対象としている。この場合の調査の概要については、届出人に対し、出頭を求めて事情聴取を行い、必要な資料の提出を求めるなどの調査を行うほか、必要に応じて、養子縁組届書に証人として記載された者等に対しても、届出人に対する調査に準じた調査を行うなどしている。

（注7）先例により事前に管轄法務局長等の指示を得て受否を決定すべきものとされている典型例は以下のとおり。

- ・出生証明書の添付のない出生届（昭和23年12月1日付け民事甲第1998号民事局長回答）
- ・学齢に達した子の出生届（昭和34年8月27日付け民事甲第1545号民事局長通達）
学齢に達した子が外国国籍の場合は、出生証明書の添付があれば受理照会の必要はない（昭和36年5月17日付け民事甲第1196号民事局長回答）
- ・50歳以上の者を母とする子の出生届（昭和36年9月5日付け民事甲第2008号民事局長通達）
- ・無国籍者を父母とする出生届（昭和57年7月6日付け法務省民二4265号民事局長通達、平成13年6月15日付け民一第1544号民事局長通達）
- ・死亡診断書又はこれに代わるべき死体検案書の添付のない死亡届（昭和23年12月1日付け民事甲第1998号民事局長回答）
- ・密接関連法を我が国の法律として認定してする届出（平成元年10月2日付け法務省民二第3900号民事局長通達、平成5年4月5日付け法務省民二第2986号民事局第二課長通知）
- ・戸籍に記載がない者を事件本人とする戸籍の届出（平成26年7月31日付け法務省民一第819号民事局民事第一課長通知）
- ・虚偽の養子縁組であると疑われる届出（平成22年12月27日付け法務省民一第3200号民事局長通達）

（注8）平成22年12月27日付け法務省民一第3200号民事局長通達において、市区町村長は、届出人が届出前おおむね6か月以内に養子縁組等を2回以上行っ

ている場合などに、虚偽の養子縁組であると疑われる届出として、必要に応じて現在戸籍以前の戸籍情報も調査するなどした上で、法務局に対し、受理照会を行い、法務局において、十分な調査をすることとされている。

(注9) 養子縁組の効力に関する最高裁判例は、『『当事者間に縁組をする意思がないとき』とは、当事者間において真に養親子関係の設定を欲する効果意思を有しない場合を指し、たとえ、養子縁組の届出自体については当事者間に意思の一致があったとしても、それが単に他の目的を達するための便法として仮託されたものに過ぎないときは、養子縁組は効力を生じない』としている(最高裁判例昭和23年12月23日民集2巻14号493ページ)。

(2) 法務局の調査権の根拠並びに戸籍法に規定する必要性について

管轄法務局長等が、市区町村に対する助言又は指示を行うために調査を行う権限については、明文上、規定されていないものの、前記1(3)記載のとおり、一般に、行政調査は、任意であれば、法律の留保がなくともこれを行うことができると考えられている上、法第3条第2項の指示を行うことが予定されている以上、そのために必要な調査権も有しているものと解される。

そして、市区町村は、窓口事務としての性質上、専ら書類を対照する審査を行うことが求められているが、日本国民の親族的身分関係を登録公証する唯一の制度である戸籍について不実の記載を防止する必要があることを踏まえ、従前から、市区町村からの受理照会を受けた法務局において、届出関係者から聴取するなどの調査を行ってきたところである。

以上を概観すると、法務局の調査権の根源が全て市区町村の調査権にあると考えるべきではなく、市区町村と法務局の事務の特質に鑑み、窓口事務としての審査を行う市区町村と、聞き取り等の調査も可能な法務局で調査権を分担してきたものと考えることが適切である。

そして、戸籍法上、調査権が明文化されていないことが、近年の個人情報保護の要請の高まりを背景に、法務局による調査の支障となる場合がある。例えば、調査の対象となる行政機関又は民間の機関に照会をした際に、根拠法令の教示を求められ、あるいは、根拠法令が明文上存在しないことを理由として、個人情報保護や守秘義務の観点から協力が得られず、必要な資料の収集や関係者に対する質問が困難となっている実情にある。

戸籍事務が市区町村において実施される法定受託事務であり、法務局の関与が周知されているとまでは言い難く、調査対象者である届出人その他の関係者から、法務局が調査を行うことについて理解が得られにくく、協力を拒まれる例も生じている。

そこで、戸籍法に、法務局の調査権の規定を設けることにより、届出人その他関係者への質問や他の行政機関等への協力要請を行う場合、法令上の根拠を示すことができるようにする必要があると考えられる。

(3) 法務局の調査権について考えられる規定の例

前記(2)のとおり，戸籍法に，任意調査の範囲で法務局の調査権を設ける規定を定めることが適当と考えられるが，他の行政調査の規定には，「必要と認めるとき」との要件が付されることが多い（注10）。そもそも，法務局が調査権限を有するのは，戸籍事務の処理に関し，市区町村に対して，指示又は助言をするためであるから，その必要があると認めるときに限定されることが相当である。

そこで，「法務局又は地方法務局長は，戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは，届出人本人その他の関係者に対し，質問をし，又は文書等の提示を求めることができる」旨の規定を設けるものとする。

（注10）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

第34条（略）

2 市町村長は，前項に定める場合のほか，必要があると認めるときは，いつでも第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。

3 市町村長は，前二項の調査に当たり，必要があると認めるときは，当該職員をして，関係人に対し，質問をさせ，又は文書の提示を求めさせることができる。

4 （略）

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）

第19条の19 法務大臣は，中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは，この款の規定により届け出ることとされている事項について，その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は，前項の調査のため必要があるときは，関係人に対し，出頭を求め，質問をし，又は文書の提示を求めることができる。

3 以下（略）

第3 戸籍訂正制度について

1 現状

(1) 戸籍訂正制度の概要（参考資料12「戸籍訂正手続の概要」参照）

戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があること（以下「訂正事由」という。）（注11）が発見された場合には，戸籍訂正の手続をとることとなる。訂正事項は様々であり，氏名，出生事項，死亡事項，父母欄，婚姻事項等の訂正のほか，国籍喪失事項の訂正や，複本籍（注12）を解消するための訂正などもある。

戸籍訂正の手続は，原則として，利害関係人が家庭裁判所に対して戸籍訂正の許可を申し立て（法第113条），その許可の裁判書の謄本を添付して戸籍訂正申請をする（法第115条）ことによって行われる（以下，この手

続を「訂正許可審判手続」という。）。これは、一般に、戸籍が人の重要な身分に関するものであるから、その訂正を関係者の意思に基づく慎重な手続によることとしたものと説明される。また、創設的届出の無効により戸籍の記載に錯誤が生じるような場合も、訂正許可審判手続の申立てがされるが、申立権者は届出人又は届出事件の本人に限られる（法第114条（注13））。これは、上記の者ら以外の利害関係人が、人事訴訟手続等によることなく、身分行為そのものである創設的届出の無効を主張することを認めるのは適当でないためと考えられる。

市区町村長において訂正事由を発見した場合、原則として、その戸籍訂正については、まずは届出人又は届出事件の本人にその旨を通知し（法第24条第1項。以下、この通知を「24条1項通知」という。）、上に述べた訂正許可審判手続によるべき建前となっている。また、裁判所その他の官庁、検察官又は吏員がその職務上訂正事由を知ったときは、遅滞なく届出事件の本人の本籍地の市区町村長にその旨を通知しなければならない（法第24条第3項。以下、この通知を「24条3項通知」という。）とされており、24条3項通知を受けた市区町村長は、訂正事由のあることを確認の上、まずは届出人等に対して24条1項通知を行うこととなる。

そして、24条1項通知をすることができない場合又は通知をしても戸籍訂正申請をする者がいない場合に限り、市区町村長は管轄法務局長等の許可を得て職権で戸籍訂正をすることができることとされている（法第24条第2項。以下、この手続を「職権訂正手続」という。）。これは、届出人等による戸籍訂正申請がされない場合にも、誤った戸籍の記載を放置することが適切ではないためである。

一方、戸籍訂正許可ではなく、戸籍記載の訂正を必要とすべきその実体的身分関係を遡及的に確定する判決がなされた場合（注14）には、訴えを提起した者がその裁判書の謄本を添付して戸籍訂正申請をすることとなる（法第116条第1項。以下、この手続を「確定判決による訂正手続」という。）。

なお、特殊な戸籍訂正として、父又は母が棄児を引き取った場合において、出生届と併せて行う戸籍訂正申請（法第59条）がある。（注15）

（注11）「戸籍の記載が法律上許されないものであること」とは、法律上戸籍に記載できない事項について記載されているものをいうとされ、戸籍面上その違法が明らかかな場合が通常であるとされる。例えば、外国人や当該市町村に本籍を有しない者に関する戸籍の記載、戸籍の記載事項でない寄留・学事・前科の記載、胎児認知の記載、直系卑属のない死亡者を認知する記載、権限のない者による戸籍の記載、死亡者とか届出人となり得ない者の届出による記載、偽造・変造の届出に基づく記載等がある。

「戸籍の記載に錯誤があること」とは、戸籍の記載が事実と合致しないことをいうとされる。例えば、出生の年月日・場所などに付き事実と反する記載、誤ってした死亡の記載、誤ってした国籍喪失の記載、嫡出子を嫡出でない子としてした記載、

入籍すべきでない者を入籍させたりしたものもこれに当たり、その他多くの事例がある。

「戸籍の記載に遺漏があること」とは、戸籍に記載することを要する事項の一部が脱漏されていることをいうとされる。例えば、転籍による戸籍編製の場合の同籍者又は移記の場合の移記事項を脱漏したりした場合等がある。

なお、これらの概念の区別を論ずるのは実益がないともされる（特に「戸籍の記載が法律上許されないもの」と「戸籍の記載に錯誤があること」との区別は概念上必ずしも明確でないとされる。）。

（注１２）何らかの理由により（通常、転籍等の際に、除籍手続を遺漏する例が多いと考えられる。）、同一人が二個以上の戸籍に記載されること。委託調査・研究の結果、複本籍は５万戸籍程度であると推計されている。

（注１３）「届出によって効力を生ずべき行為について戸籍の記載をした後に、その行為が無効である」場合とは、創設的届出が無効の場合である。創設的届出すなわち「届出によって効力を生ずべき行為」とは、認知、縁組、離縁、婚姻、離婚のように民法上の効力を生ずるものに限らず、それ以外の入籍、分籍、転籍、国籍留保、氏名の変更のように届出によるべきものも含まれるとされる。無効の原因としては、届出という当該行為の有効要件を欠くあらゆる場合が該当するとされるが、実務上、その無効が親族相続法上重要な影響を持つものについては確定判決を得て法第１１６条により訂正申請すべきものとされている。もっとも、この場合でも、届出の無効が戸籍面上明らかな場合、例えば、直系卑属がない死亡者を認知した場合、他の者より既に認知された子を重ねて認知した場合、死亡者との婚姻の届出があった場合などにおいては、本条の手続により戸籍訂正ができるとされるが、戸籍面上明らかでない場合は、関係者間に異議がないときであっても法第１１６条の戸籍訂正によるべきであるとの先例がある。なお、裁判例においては、関係者間の異議の有無を基準とし、当事者又は利害関係人に異議がないときは本条の訂正が可能であると判示したものがある。

（注１４）「確定判決により戸籍訂正をすべき場合」とは、ある実体的身分関係の存否が裁判により遡及的に確定される場合（届出につき規定がある場合を除く。）であるとされる。具体的な例として以下のようなものが挙げられる。

- ・ 婚姻無効、協議離婚無効
- ・ 嫡出否認、認知無効及び取消し、民法第７７３条の規定による父の確定、実親子関係存否確認
- ・ 養子縁組無効、協議離縁無効

（注１５）大正４年に施行された旧戸籍法においても、戸籍訂正に係る規定は、現行法とほぼ同様の内容であった（旧戸籍法第３９条、第１６４条から第１６８条まで）。ただし、当時は家庭裁判所が存せず、また、市区町村長による戸籍事務の監督は、管轄区裁判所の１人の判事又は監督判事が行うものとされていたため（旧戸籍法第３条）、戸籍訂正の許可は、申立てによる場合も職権による場合も区裁判所が行うものとされていた。

戦後の新憲法及び裁判所法の制定により、裁判所が司法大臣の監督より脱し、司法と行政が完全に分離したことに伴い、裁判所の担っていた行政事務である戸籍事務の監督事務については、新設された司法事務局（後の法務局）に移管され、職権訂正手続における戸籍訂正の許可は監督事務であるとして司法事務局が行うものとされたが、訂正許可審判手続における戸籍訂正の許可については、裁判事務であるため、家事審判所（後の家庭裁判所）が行うものとされた。

(2) 訂正許可審判手続について

ア 一般的手続

戸籍訂正許可申立事件は、当事者の処分には委ねることはできない性質の事件であるから、家事調停手続によることができない家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第一の事件とされ（同法別表第一の124の項）、訂正を求める「戸籍のある地」（本籍地）の家庭裁判所のみが管轄を有する（同法第226条第3号）。

法第121条の規定による市区町村長による処分に対する不服申立事件の場合（家事事件手続法第229条第2項）とは異なり、市区町村長に対する意見聴取は必要とされていない。

戸籍訂正許可の裁判確定後1か月以内に戸籍訂正申請をしなければならないと規定されるが（法第115条）、申請義務者が明文で規定されておらず、戸籍訂正許可の申立人が申請義務者と解されている。届出事件の本人の本籍地又は申請人の所在地で戸籍訂正申請をすることができる（法第117条、第25条第1項）。

戸籍訂正許可の裁判の効力の及ぶ範囲は、主文に記載された事項に限られるため、当該訂正に伴い論理的に訂正すべき他の事項がある場合には、これも主文に含めなければ、再度訂正許可審判手続をとることになりかねない。また、審判書の内容が、一般に法令違反と考えられる場合や戸籍面上矛盾を生ずるものであっても、当該審判の無効をもたらすような重大な法令違反がない限り、基本的には審判書のとおり戸籍を訂正することとなる（注16）。

（注16）最高裁平成26年4月14日決定（民集第68巻4号279ページ）参照。

この決定は、親権者変更の確定審判に基づく戸籍の届出について、当該審判が無効であるためその判断内容に係る効力が生じない場合を除き、当該審判の法令違反を理由にその届出を不受理とする処分をすることができないとした事案。

イ 訂正許可審判手続と確定判決による訂正手続の関係について

親子関係が存在しないにもかかわらず戸籍面上父母として記載されている場合や、婚姻意思がなく婚姻が無効であるにもかかわらず戸籍面上夫婦として記載されている場合は、法第113条又は第114条の規定の文言上、無制限に訂正許可審判手続によることができるよう読み解く。一方で、

こうした場合には親子関係存否確認の訴えや婚姻無効確認といった人事訴訟手続又は家事事件手続法第277条第1項本文に定める合意に相当する審判手続により、確定裁判を得た上で、確定判決による訂正手続をすることが可能であるところ、両手続の関係は法文上明確にされていない。

嫡出否認の裁判手続によるべき場合など、戸籍の記載と異なる事実を主張するのに形成判決を要する場合に確定判決による戸籍訂正によらなければならないことには争いがないが、それ以外の場合について争いがある。

従来の通説及び大審院判例（注17）は、戸籍訂正許可は、訂正事項が戸籍の記載自体で一見明白である場合（明白性の要件）又は訂正事項が軽微で訂正の結果親族法・相続法上重大な影響を生ずることのない場合（軽微性の要件）に限り認められるとするものとされていたが、その後は、学説・裁判例が錯綜しており、最高裁判所の判例もないところ、上記各要件のほか、関係者間に争いのないこと等を考慮する裁判例も多い。

明白性・軽微性の要件が求められる根拠としては、身分法上重大な影響のある場合には、非訟手続である訂正許可審判手続によるのではなく、訴訟手続によるのが原則であることが挙げられる。関係者間に争いがないことが考慮されるのは、戸籍訂正許可の審判には既判力がないとされ、後日再び訂正事項が争われるおそれが残るためと考えられる（注18）。

（注17）大審院大正5年2月3日決定（民事判決録22集156ページ）、大審院大正5年4月19日決定（民事判決録22集156ページ）参照。これに対し、訂正許可審判手続によることを制限する明文の定めがないこと、戸籍の記載は実体的身分関係を確定するものではないから戸籍訂正をする前提として常に身分関係を確定させる必要はないこと、訂正許可審判手続において、家庭裁判所は事実の調査及び必要な証拠調べをして事実認定を行うものであり、合意に相当する審判手続とで審理内容はほとんど異ならないことなどから、訂正許可審判手続の適用範囲を制限する必要はないとの見解もある。

（注18）全国の法務局において、ある一定の期間について、戸籍訂正申請事案について調査を行った。その調査の中で、法第113条に基づく戸籍訂正許可審判がされたとして、戸籍訂正申請がされた事案について確認したところ、生年月日、（父母の）氏名、続柄の訂正に関するものが多く、一般的に、人事訴訟の対象（人事訴訟法（平成15年法律第109号）第2条の対象となる実体的身分関係の形成又は存否に関する判断を要するもの（以下「人訴対象事項」という。））については、法第116条に基づく戸籍訂正申請がされているといえる。もっとも、24条3項通知がされた場合、法第113条に基づく戸籍訂正許可審判がされること、又は後記(3)の職権訂正がされる例がある（婚姻届書が偽造であることの刑事判決が確定し、検察官から刑事訴訟法第498条の2第2項に基づき本籍地市区町村に24条3項通知があり、当事者に対して24条1項通知をして法第113条に基づく戸籍訂正申請手続がされる場合や、24条1項通知をしても戸籍訂正をする者がいないので、市区町村長が法務局長の許可を得て職権で戸籍訂正を行

う例がある。)

(3) 職権訂正手続について

前記(2)アのとおり、訂正事由がある場合、原則として、まず、家庭裁判所による戸籍訂正許可を得て戸籍訂正申請を行うこととされているが、法第24条第2項に基づき、24条1項通知ができないとき、又は24条1項通知をしても戸籍訂正の申請をする者がいないときは、十分な資料(戸籍の記載、届書類のほか、受付帳等、戸籍の処理をする際に作成される書類のほか、24条3項通知がされた場合であって、同通知に公正証書原本不実記載罪等の確定判決の判決書が添付されている場合のそれらの資料等)により訂正事由があると認められる場合には、職権訂正手続を行っている。

また、訂正の結果、身分関係に影響を及ぼさないような軽微な事項について戸籍面上顕著な誤記・遺漏があることが明白な場合の一定の類型については、管轄法務局長等の包括的な許可があるものとして、市区町村長限りでの戸籍訂正が認められている(注19)。なお、市区町村長限りでの職権訂正を行う場合、その記載の誤りが軽微かつ顕著であることが明白であることから、24条1項通知は不要とされている(法第24条第1項ただし書)。

職権による戸籍訂正は、市区町村長による処分とは観念されておらず、法第121条の規定による不服申立てをすることはできない。職権による訂正に不服がある場合は、訂正許可審判手続によるものと解されている(注20)。(注19)市区町村長限りの職権訂正の主な具体例としては、以下のものが挙げられる。

軽微顕著な誤記又は遺漏

ア 戸籍上明瞭な都道府県都市市区町村名の誤記(昭和6年7月8日付け民事第730号民事局長回答)

イ 配偶者の死亡による婚姻解消事項の記載遺漏(昭和26年9月18日付け民事甲第1805号民事局長回答、昭和31年6月29日付け民事甲第1468号民事局長通達)

ウ 父母の婚姻、離婚等によって父母の氏が変更した者について、申出又は職権によってする父母欄の記載の訂正(昭和26年12月20日付け民事甲第2416号民事局長回答)

エ 他の戸籍から入籍した者の名の誤記

オ 都道府県知事から死亡報告の取消しの通知があった場合の訂正(昭和21年2月14日付け民事甲第78号民事局長通牒)

カ 戸籍記載の錯誤又は遺漏が市区町村長の過誤によるものであることが届書類によって明白であり、かつ、その内容が軽微で、訂正の結果が身分関係に影響を及ぼさない場合の訂正(昭和47年5月2日付け民事甲第1766号民事局長通達)

法令の改廃によるもの

ア 応急措置法により父母との続柄が変更されたことによる父母との続柄の訂

- 正（昭和22年10月14日付け民事甲第1263号民事局長通達）
- イ 旧法中の届出によって他の戸籍に入籍したため除籍すべきところを、入籍通知がなく除籍手続が未済となっている場合の除籍（昭和23年1月13日付け民事甲第17号民事局長通達）
- 届出又は申請に付随して訂正するもの
- ア 子について、父母との続柄を訂正したことに伴う、他の子の父母との続柄の訂正
- イ 婚姻準正又は認知準正に関連する訂正（昭和10年9月7日付け民事甲第1030号民事局長回答、昭和15年7月10日付け民事甲第863号民事局長回答）
- ウ 父母が子の親権者を定めて離婚した後、その離婚が取り消された場合の親権事項の消除（昭和23年3月17日付け民事甲第137号民事局長回答）
- エ 妻死亡により未成年後見人が選任されている妻の子を夫が認知した場合の未成年後見事項の消除（昭和25年12月6日付け民事甲第3081号民事局長回答）
- オ 父母の名の変更届による同籍の子の父母欄の記載の更正（昭和27年2月13日付け民事甲第133号民事局長回答）
- カ 他の戸籍から入籍した者について、出生事項の記載がない場合の他市区町村長からの回答等による補記（昭和27年1月29日付け民事甲第80号民事局長通達）
- キ 新戸籍編製等の場合、従前戸籍等に誤字で記載されている氏若しくは名を移記する場合は、これに対応する字種及び字体による正字又は別表に掲げる文字で記載する（平成2年10月20日付け法務省民二第5200号民事局長通達）
- 申出によるもの
- ア 名の文字の通用字体への更正（平成2年10月20日付け法務省民二第5200号民事局長通達）
- イ 旧法中婿養子縁組婚姻又は入夫婚姻をした者について、新法施行後新戸籍を編製する際に、申出により夫を筆頭者とすること（昭和27年8月5日付け民事甲第1102号民事局長通達）
- ウ 父が同居者の資格でした嫡出でない子の出生の届出に基づく記載につき認知後、届出人の資格を父とする更正（昭和49年10月1日付け民二第5427号民事局長通達）
- 戸籍法施行規則によるもの
- ア 届書に基づいて戸籍の記載をしたところ、届書受理前に本籍地が変更していたことが明らかとなった場合の訂正（規則第41条）
- イ 同一事件について重複して届出があった場合の訂正（規則第43条）
- ウ 行政区画、土地の名称、地番号又は街区符号の変更があった場合の更正（規則第45条）

その他先例によって特に認められている訂正
(注20)東京高裁昭和58年11月8日決定(家庭裁判月報36巻8号112ページ)

2 戸籍訂正制度の在り方について

戸籍訂正制度の在り方全般に関する問題点として、主に、市区町村長が職権で訂正できる事項が限られている。そのため、例えば、訂正許可審判手続において主文に示されていない関連事項の訂正を行うことができない、訂正事由があることが発見された場合であっても、届出人等が実際に訂正許可審判の手続を採っているかどうかを市区町村長が把握する術もなく、届出人等が戸籍訂正申請をするかどうかを見極める期間に関する規定がない、市区町村長や法務局が訂正許可審判手続に関与することが担保されておらず、市区町村の処分に対する不服申立て事件などと比較して審理の充実が確保されていない、等の点などが、主な問題点として挙げることができる。

加えて、審判の内容が、一般的に法令違反と考えられる場合であっても、当該審判の無効をもたらすような重大な法令違反がない限り、審判書のとおり戸籍を訂正せざるを得ないとされている点についても、戸籍事務において具体的事案における対応に苦慮する原因となっており、この点も考慮に入れる必要がある。

さらに、今後、マイナンバー制度を活用し、国において連携情報を調製することとなると、種々の原因で発生している複本籍が大量に発生することも十分予想され得るため、できるだけ、簡易・迅速に戸籍を訂正する必要も認められる。

そこで、戸籍訂正制度の在り方について、以下のとおり考えられるが、どのように考えるか。

裁判手続を原則とする現在の手続のうち、戸籍の記載又は届書類その他の書類から、明らかに法第113条及び第114条の訂正事由があると認められる場合には、職権による戸籍訂正手続を原則とし、職権による戸籍訂正ができない場合又は職権による戸籍訂正を更に訂正する場合には、裁判所における戸籍訂正手続を行うものとする。職権による戸籍訂正手続(市区町村長限りの職権訂正を除く。)を行うに当たっては、訂正事由のある戸籍の名欄に記載されている者に対して通知をするものとする。

法第113条及び第114条の訂正事由については〔法第24条第3項の通知がある場合を除き、〕人訴対象事項は含まないものとする。

市区町村長限りの職権訂正が可能な範囲について、明文で規定するものとする。その範囲については、注19に準ずると考えられる範囲について、規定するものとする。

まず、において、裁判所における戸籍訂正許可手続を原則としている現行の手続から、訂正事由があることが明らかな場合には、職権による戸籍訂正制

度を原則とすることを，提案するものである。これにより，裁判所における戸籍訂正許可手続を促すことなく，管轄法務局長等の許可による戸籍訂正が可能となり，迅速かつ正確な戸籍訂正が可能となると考えられる。

この場合，職権による戸籍訂正が可能な範囲については，法第113条及び第114条の訂正事由がある場合（のとおり，原則として，法第113条及び第114条の戸籍訂正許可手続の対象からは人訴対象事項は除くことを想定している。）であって，法務局において判断が可能な事案に限定する必要がある，戸籍の記載又は届書類その他の書類から訂正事由があることが明らかな場合としている。なお，その他の書類には，受付帳等，戸籍の処理をする際に作成される書類のほか，24条3項通知がされた場合であって，同通知によって公正証書原本不実記載罪等に当たることが確定判決により明らかな場合も含み得ると考えられる。このように，職権による戸籍訂正手続を原則とするものであるが，職権による戸籍訂正手続に対しては，改めて裁判所における戸籍訂正許可手続を可能とする枠組みを残すことが適切である。これは，職権による戸籍訂正手続については，そもそも戸籍の記載によって実体的身分関係の変動が生ずる訳ではないこと，最終的には，裁判所における手続があることを担保することにより，従来の処分性がないという考え方を維持するものである。

このように，一定の場合には，職権による戸籍訂正手続を原則とした場合，現行の法第24条第1項の通知は，裁判所における手続を促すための通知であるため，職権による戸籍訂正手続が可能な場合に通知が必要か否かについても問題となり得る。しかし，この点については，訂正される戸籍に記載されている者が何ら把握していないうちに戸籍訂正がされないよう，訂正される戸籍に記載されている者に対する手続保障の観点から，職権による戸籍訂正手続を行う場合には，事前に通知を行うことが適切ではないかと考えられる。この場合の事前通知は，裁判所における手続を促すための現行の24条1項通知とはその趣旨が異なり，訂正事由があること及び職権で訂正を行うことを告知するものとなると考えられるが，その告知の時期及び内容については，なお検討が必要である。なお，現行法上，市区町村長限りの職権訂正を行う際には，24条1項通知は不要とされていることから，その取扱いについては，維持することが相当であると考えられる。

については，前記1(2)イのとおり，法第113条及び第114条の訂正事由について，文言上は人訴対象事項も含み得ると解することも可能であって法第116条の確定判決による戸籍訂正との関係が明らかでないとも指摘されるところである。前記1(2)イのとおり，従来の通説及び大審院判例は，戸籍訂正許可は，訂正事項が戸籍の記載自体で一見明白である場合（明白性の要件）又は訂正事項が軽微で訂正の結果親族法・相続法上重大な影響を生ずることのない場合（軽微性の要件）に限り認められるとするものとされるが，戦後は学説・裁判例が錯綜しており，最高裁判所の判例もないが，上記各要件のほか，関係者間に争いのないこと等を考慮する裁判例が多いところである。また，法務局

における戸籍訂正事案の調査の結果，法第 113 条の訂正許可審判がされた事案については，生年月日，(父母の)氏名，続柄が訂正対象となる事案が多かった(前記注 18。なお，調査期間中，法第 114 条に基づく戸籍訂正許可審判による戸籍訂正申請がされた例はなかった。)そして，本来，身分関係の有効・無効について判断するのは人事訴訟手続であり，人事訴訟法，家事事件手続法が制定され，家事事件について一般的に適切・迅速な審理がされていることを踏まえると，当事者対立構造が予定されていない戸籍訂正許可審判手続においては，人訴対象事項について審理を行わないこととし，法第 113 条及び第 114 条の訂正事由からは，原則として人訴対象事項を除くことが相当ではないかと考えられる。

さらに，☐について，市区町村長限りの職権訂正については，前記注 19 に掲げるような事案について行われているところではあり，これらの訂正事由があることが届書類によって明白であり，かつ，その内容が軽微で，訂正の結果が身分関係に影響を及ぼさない場合とされているところである。これは，届出の受理の判断に当たっては，原則として届書を基に判断すること，戸籍の記載についても受理されたその届書に基づいて記載することから，届書類によって明白か否かを判断基準とするものである。この考え自体は，今後構築する戸籍情報連携システム(仮称)のデータを参照して，届出の受理・不受理の審査を行うこととしても，大きな変化はないものと考えられる。しかしながら，現在は届書の保存期間は 5 年とされているところ，職権による戸籍訂正の資料として届書が廃棄されていても市区町村に残っている受付帳がその判断資料として用いられる例も多い。加えて，戸籍面上の記載から明らかな除籍遺漏であることが分かる場合も多い。そうすると，届書以外にも受付帳といった客観的な資料により訂正事由があることが明白であると判断できる場合は，市区町村長限りの職権訂正が可能と解することができると考えられる。また，届書類ではなく，戸籍の記載によって除籍遺漏等訂正事由があることが明らかな場合について，かつ，新たな身分事項がない場合であれば，市区町村において十分判断が可能であり，市区町村限りの職権訂正を可能としてもよいものと考えられる。その他，市区町村長限りの職権訂正に含めてよいものとして，高齢者消除(現在，120 歳以上の高齢者について，戸籍の附票の記載がない者等について，法務局長の許可を得て戸籍の記載を消除している。)や，外国人の氏又は名の順序の訂正等についても，従前市区町村長限りの職権訂正が可能とされてきた類型に比して，特に重大な事項であるとはいえず，迅速に戸籍の記載を行うためには，市区町村長限りの職権訂正に含めることが可能であると考えられる。